

骨髄移植などの医療行為による 再度の予防接種費用を助成します

定期予防接種を受けた後に、治療に伴う医療行為によって予防接種の抗体が失われ、再度予防接種が必要と診断された人に対し、予防接種の費用を助成します。

詳しくは、すこやか生活課へお問い合わせください。

対象予防接種

予防接種法に定められているA類疾病のうち、医師の指示により再接種を行うもの

(B型肝炎、ヒブ感染症、小児肺炎球菌、四種混合、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん予防ワクチンなど)

※骨髄移植などの医療行為を受ける以前に、定期接種として接種していない予防接種は、助成対象外。

☑以下のすべてに該当する人

- ・再接種の日において市内在住の20歳未満の人
- ・骨髄移植などの医療行為を受けた影響で、予防接種の効果が期待できないと医師から診断された人

助成額

全額助成(上限：市が定める医療機関への予防接種委託料)

☑必要書類を記入のうえ、予防接種を受ける前にすこやか生活課へ申請してください。



4月1日(金)から子宮頸^{けい}がん・乳がん・ 胃がん・肺がん検診が始まります

昨年度がん検診を受診できなかった人、今年から受診対象年齢となる人は、早めに受診してください。また、今年度から済生会滋賀県病院で胃がん検診(内視鏡)・肺がん検診が受診できるようになりました。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☑・子宮頸がん検診

20歳以上で昨年度受診していない人

・乳がん検診

40歳以上で昨年度受診していない人

・胃がん検診(X線)、肺がん検診

40歳以上の人

・胃がん検診(内視鏡)

50歳以上で昨年度胃内視鏡検査を受診していない人



ホームページ

